

会費徴収に関する運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下、「**本会**」 という。）と公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下、「**保証協会**」 という。）の会費徴収について、両団体は事実上一体的関係にあることに鑑み、会務及び事務の円滑かつ合理的な運営を図るため、同時、一括的に会費徴収の事務を行う（平成14年度第2回代議員会決議）ことを目的として定める。

(会費徴収方法)

第2条 両団体の会費の徴収は同一の納付書で請求し、宅建協会の会費5万円と保証協会の会費6千円を同時、一括徴収する。ただし、宅建協会のみ会員に関してはこの限りでない。

2 入会時に保証協会入会金について分納を選択した場合、全国宅地建物取引業保証協会の入会金・会費等に関する規則第2条第3号のとおりとする。

3 保証協会の会費のみの納付は、受理しない。

4 会費徴収にあたり、7月末までに納入が無く、督促業務が発生した場合、本会は会員に本条第1項会費金額に加え、その督促一回ごとに督促事務手数料5千円（実費含む）を請求する。

なお、連続して3回、または5年以内に累計3回、上記の督促業務が発生した会員については、その督促一回ごとに督促事務手数料10,000円（実費含む）を請求する。

(納付期限の統一等)

第3条 会費の納付期限は、両団体共に毎年度6月末日とし、会費を納期の翌日から1年間納めないときは、本会及び保証協会の会員権を喪失する。

(基準の改廃)

第4条 この運用基準の改廃は、本会理事会及び保証協会幹事会福岡本部の決議により行う。

附 則

この運用基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和3年3月5日から施行する。